

# 第1回分収造林事業のあり方検討委員会財務部会次第

日時：令和5年11月30日（木）10:00～11:30  
場所：兵庫県庁第3号館6階 第1委員会室

## 1 開会

## 2 議事

- ・分収造林事業に係る借入金の概要
- ・事業のあり方検討（債務整理）

## 3 その他

## 4 閉会

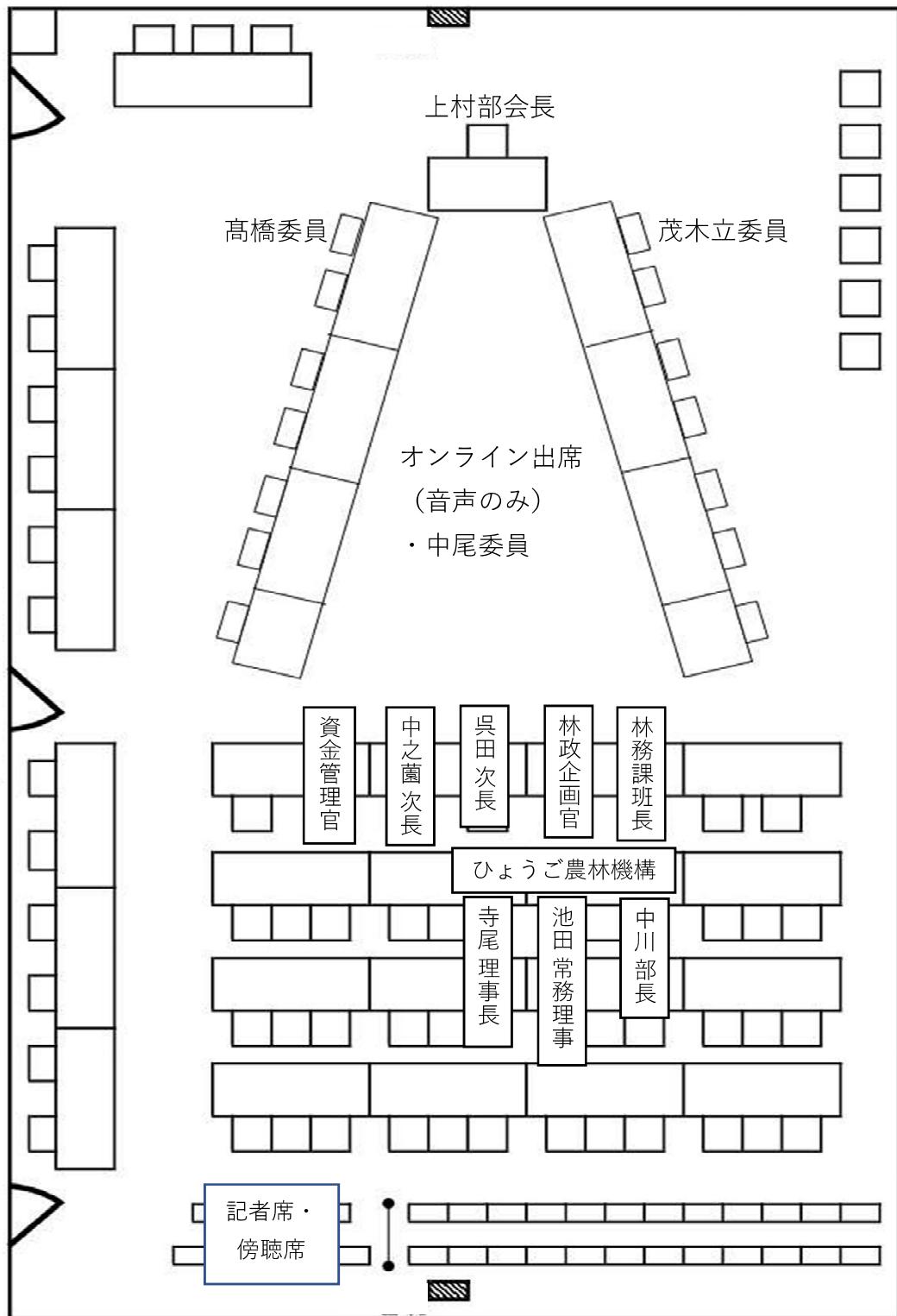
### （配付資料）

配席図・出席者名簿	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資料1
第1回財務部会資料	・・・・・・・・・・・・・・・・	資料2
分収造林事業のあり方検討委員会設置要綱	・・・・・・・・・・・・	参考1
同委員会傍聴要領	・・・・・・・・・・・・	参考2

## 第1回財務部会 配席図

日時：令和5年11月30日（木）10:00～11:30

場所：県庁第3号館6F 第1委員会室



# 第1回分収造林事業のあり方検討委員会財務部会 出席者名簿

## 1 委 員

氏 名	主 な 役 職	出 欠
上 村 敏 之	関西学院大学経済学部教授	出 席
茂 木 立 仁	弁護士	出 席
中 尾 志 都	公認会計士	出席(オンライン)
高 橋 潔 弘	公認会計士	出 席

## 2 事務局

氏 名	役 職
呉 田 利 之	兵庫県農林水産部次長
明 石 康一郎	兵庫県農林水産部林務課林政企画官
安 達 亮 介	兵庫県農林水産部林務課林政調整班長
中之薙 善 明	兵庫県財務部次長
西 山 和 男	兵庫県財務部財政課資金管理官

## 3 オブザーバー

氏 名	役 職
寺 尾 俊 弘	(公社) ひょうご農林機構理事長
池 田 文 和	(公社) ひょうご農林機構常務理事 (経営担当)
中 川 幸 二	(公社) ひょうご農林機構森林緑化部長



# 第1回財務部会資料

# 分収造林事業のあり方検討委員会 財務部会の設置

P1

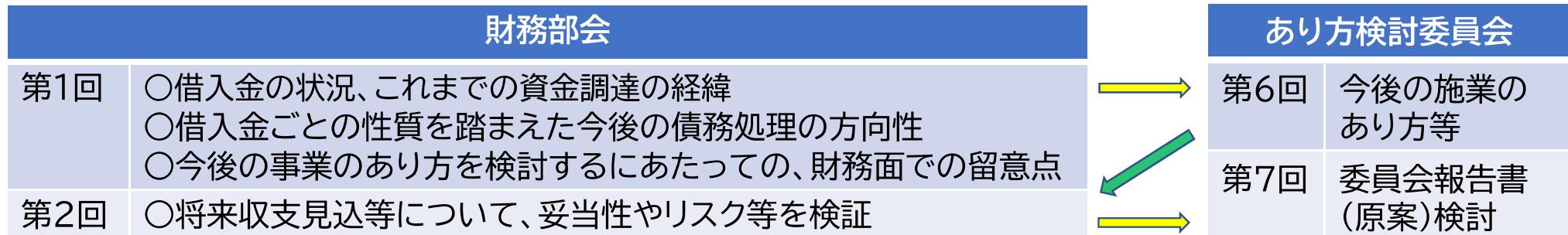
## 1 部会設置の趣旨

分収造林事業の今後のあり方、将来収支を検討するにあたり、最適なファイナンスを議論するとともに、これまでの資金調達の経緯・債務の適切な処理方法を検討するため、本委員会に専門部会(財務部会)を設置

## 2 部会委員

氏名	主な役職	氏名	主な役職
上村 敏之	関西学院大学経済学部教授	茂木立仁	弁護士
高橋 潔弘	公認会計士	中尾 志都	公認会計士

## 3 進め方



(参考)県政改革審議会意見(抜粋)

### 3 令和4年度の取組に関する意見

#### (1)財政運営 ③公営企業・公社等の運営

とりわけ、ひょうご農林機構の分収造林事業については、包括外部監査において、多額の債務超過に陥る可能性から深刻な状況と指摘され、外部有識者における検討が行われているところである。事業の将来の収支見通し等を改めて算定し、分収造林事業の現状と見通しをつまびらかにされたい。その結果如何によつては、今後の森づくりや県財政にも重大な影響を与えかねないため、あらゆる観点からの点検と抜本的見直しが不可欠である。今後、委員会の検討結果を十分に踏まえつつ、適切に対応されたい。

# I 分収造林事業に係る借入金の概要

## 1 R4年度末の状況(借入残高**682億円** ※分収育林事業を合わせると**727億円**)

借入先	金額	備考
日本政策金融公庫	288億円	事業資金: 49億円(借入期間:30~55年、償還年度:R 4~55) 借換資金:238億円(借入期間: 20年、償還年度:R12~21)
民間金融機関	371億円 (416億円)	運転資金:① 41億円*(H26~R12)、②72億円(R2~R26) 借換資金:③258億円 (R2~R16)
兵庫県	23億円	事業資金:16億円 毎年度償還延長 運営資金: 7億円 毎年度償還延長
計	682億円 (727億円)	うち過去利息303億円(支払利息累計363億円-県利子補給60億円) ※ 民間金融機関(運転資金①):分収育林事業分45億円と合わせて86億円を借入

### (これまでの資金調達等の経緯)

#### ○県農林機構においては、S48年度以降、民間金融機関(含、公庫資金)からの借入も活用しながら、資金を調達

- ・分収造林事業の性質上、本格的な主伐収入が得られるまでの間は、借入金が増大となるスキームであるにもかかわらず、国では**事業期間に対応した資金手当が制度化されていない**。
- ・県の長期貸付金等で対応する団体もあったが、本県では、**分収造林事業は機構の収益事業の側面がある**ことを踏まえ、**県の損失補償**を付したうえで、**民間資金及び公庫資金の借入**により対応。

#### ○H20年度頃以降の民間資金の借入

- ・全国的に民間から林業公社への貸出姿勢が厳しくなり、本県でも**H20年度頃から借換が難しくなった**。
- ・**新行革プラン**に基づき、**県からの短期貸付金(低利または無利子)**と**民間金融機関からのオーバーナイト借入**により対応したが、その後、全国的に三セクの抜本的改革が進む中、好ましくない手法としてオーバーナイトの継続が困難となった。
- ・三セク債については、分収造林事業は伐期まで超長期間を要し、その時点の経済情勢だけでは判断が困難であること等から活用を見送り。契約地の実情に応じた施業方法の見直しなど、将来負担の軽減に向け、行革の中で抜本的な見直しを実施してきた。
- ・**長期にわたっての円滑な資金調達とできる限り低利な調達手法**を検討する中、これらの**課題を解決できる手法**として、H26年度から**現行の借入スキーム(詳細別紙)**により民間資金を調達した。

# I 分収造林事業に係る借入金の概要

## 2 借入先別の残高、借入条件等

### ①日本政策金融公庫(288億円) ※元利とも損失補償あり

資金名称	資金使途	償還方法	借入期間(据置)	金額	利率	償還年度
造林事業資金	事業資金	定時償還	30(20)~55(35)年	49.3億円	0.0~1.9%	R 4~55
利用間伐推進資金	借換資金	満期一括	20年	238.7億円	0.0~1.6%	R12~21

### ②民間金融機関(371億円 分収育林事業を合わせると416億円) ※利子等に損失補償あり

借入年度	資金使途	借入期間	金額	利率
H26	運転資金	15年(H26~R12)	40.9億円※	6ヶ月Tibor + 0.23%
R2	借換資金	15年(R 2~R16)	258.0億円	//
R2	運転資金	25年(R 2~R26)	72.0億円	//

※ 分収育林事業分45.1億円と合わせて86億円を借入

### ③兵庫県(23億円)

借入年度	資金使途	借入期間	金額	利率
S54	事業資金、運営資金	毎年度延長	9.9億円	無利子(H18~)
S58	事業資金	//	10.0億円	//
H21	//	//	1.4億円	無利子
H22	//	//	1.9億円	//

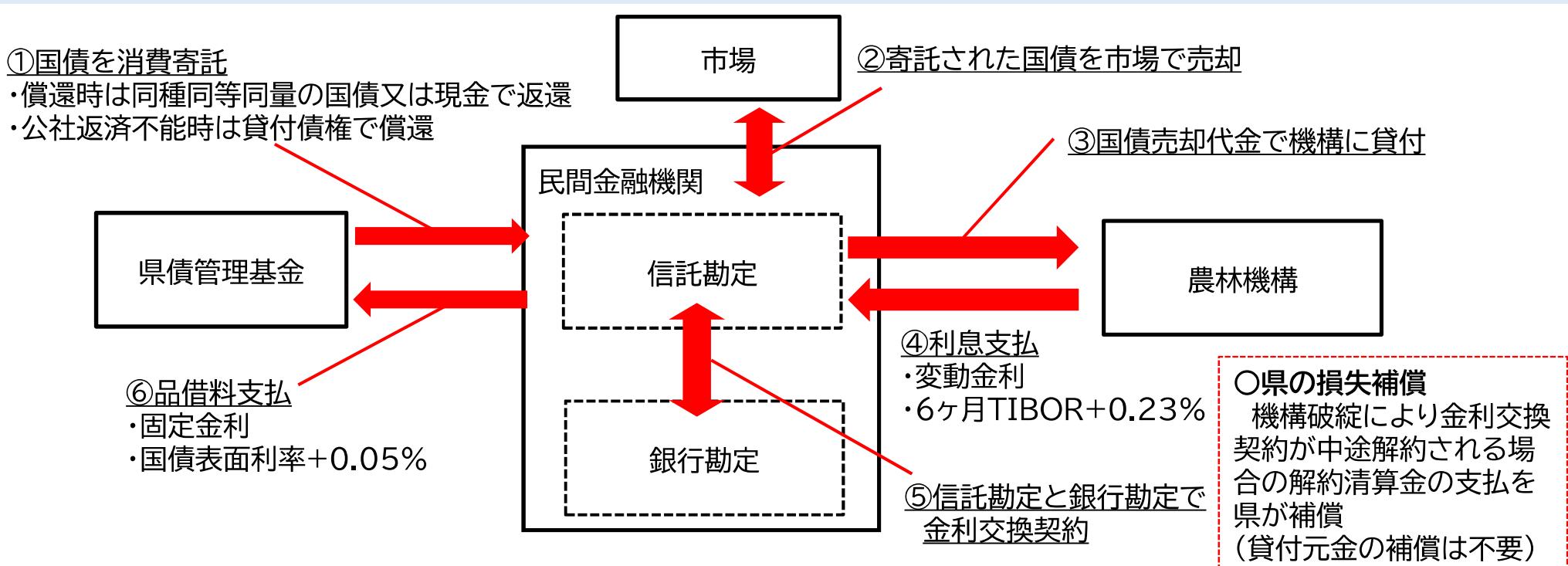
# I 分収造林事業に係る借入金の概要

## 【参考1】民間金融機関からの借入スキーム

○減債基金(本県は県債管理基金と呼称)保有国債を消費寄託し、金融機関から資金調達

### 実施の背景・考え方

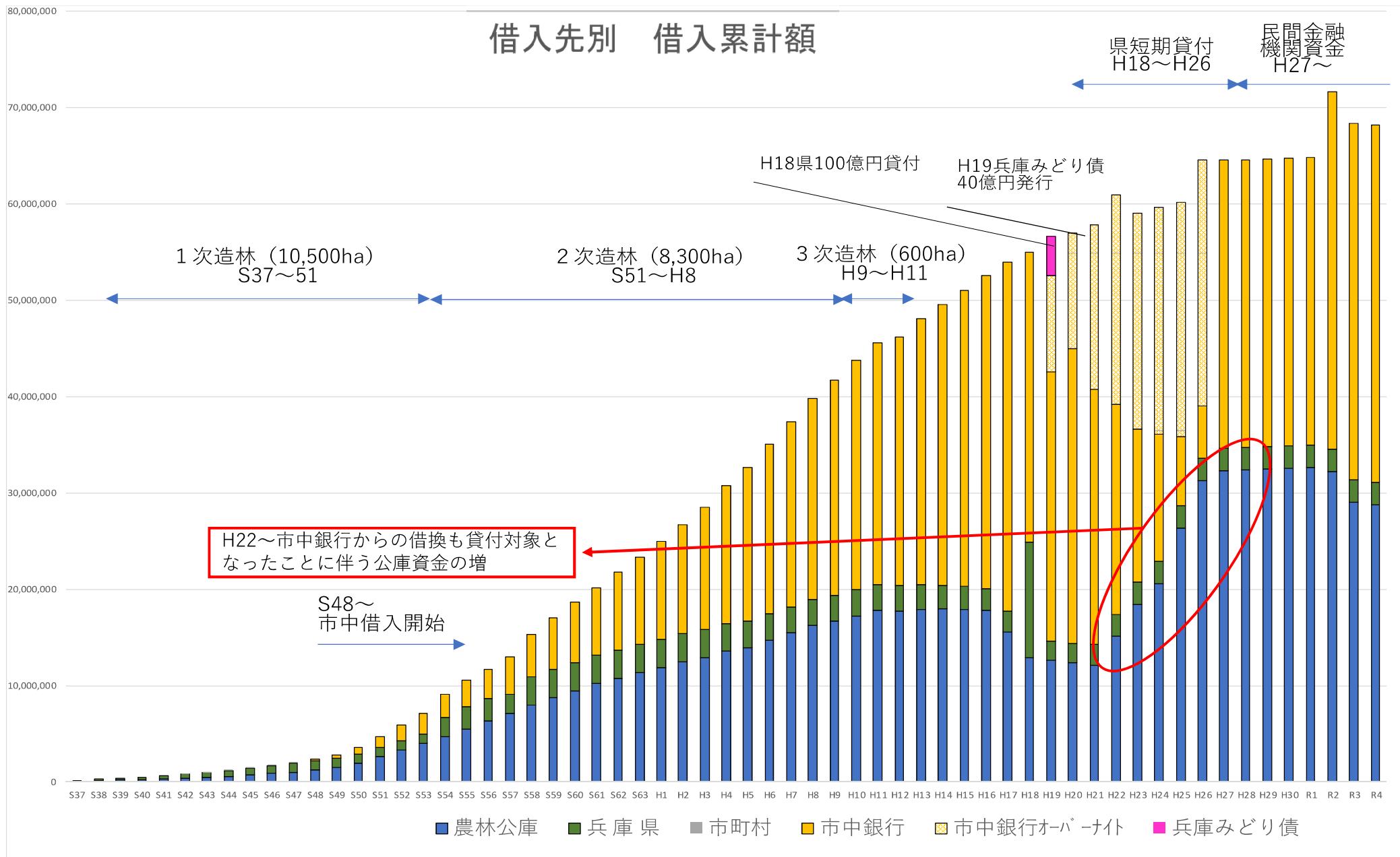
- 全国的に民間から林業公社への貸出姿勢が厳しくなり、本県でもH20頃から借換が難しくなった。その後、オーバーナイトで資金繰りを手当したが、3セクの抜本的改革が世間的に進む中、オーバーナイトの継続が困難となった。
- 当時、県としては、①県収支が厳しく、直接貸付が難しい中での機構の資金繰りの確保、②機構利子の増加の抑制を成し遂げる必要があった中、金融機関の提供するサービスの中から、これらの条件を満たす商品を選択。
- これまで、機構の長期収支は黒字見込であったことから、基金の底だまりを活用した安全・確実な運用として実施。基金の運用の一環であることから、これまで議会や県民等に対して明確にお示ししていなかったもの。



# I 分収造林事業に係る借入金の概要

P5

## 【参考2】借入先別 借入累計額(S37年度末～R4年度末)



# II 分収造林事業のあり方検討(債務整理)

## 1 現状認識(事業収支見通し)

- 簿価回収の不可能な契約地が大宗を占めており、**事業継続しても借入金完済は不可能**
- 今後の木材価格の大幅上昇は見込めず、**伐採収入増での収支改善は期待できない**
- この状況では、事業継続に必要な資金(借換など)の**民間調達は極めて困難**

<森林区分の状況>

区分	施業内容	H28最終行革	現状【概数】
経済林	簿価回収 伐採経費回収 ○	皆伐・再造林	12,000ha 0ha
環境林	簿価回収 伐採経費回収 × ○	択伐	3,000ha 3,000ha
自然林	簿価回収 伐採経費回収 × ×	保育	5,000ha 17,000ha

<長期収支の見込み>

現状のまま事業継続した場合、事業終了時(R105)の  
**機構収支は▲695億円** となる見込み。

※現状の事業スキームを継続した場合の  
県支援必要額:419億円(国庫補助、特交控除後)

【試算条件 (第3回あり方検討委員会提示)】

○コスト: 実勢値(木材価格、施業コスト) ○資金調達: 借換え[利率15%(長プラ並)]  
○県支援: 機構借入金利息 ⇒ 全額利子補給 ○国 支 援: 特交措置継続  
○施 業: 【現契約】2巡自主伐有り(環境林3千ha: 主伐→再造林⇒保育⇒主伐)

## 2 検討の方向性

- 当初想定した、分収収益で債務返済する**スキームは成立しておらず、実質的に破綻状態**
- 早期の止血が不可欠であり、**債務整理の実施及び分収造林事業の収束が不可避**

## 3 検討の視点(債務整理)

- 考え方 県の財政支援により債務整理を実施(県財政への影響を考慮)

- 資金別の債務処理方策

区分	内 容
日本政策金融公庫	県による損失補償の実行(別途、機構への求償権を債権放棄)
民間金融機関	任意繰上償還の実施(県の償還財源支援が前提)
県	県による債権放棄

- 債務整理手法



# II 分収造林事業のあり方検討(債務整理)

P7

## 4 資金別の処理方策

今後の金利負担を減らす観点で、**県財政の許す範囲で早期償還を実施**(各金融機関との調整が必要)

<当面のスケジュール(見込み)>

- ① 検討委員会 報告案取りまとめ ⇒ 県当局へ報告
- ② 委員会報告を踏まえ、県としての対応方針を決定
- ③ 方針に沿った対応(債務整理)を実行

### ① 日本政策金融公庫 (R4年度末残高288億円)

#### 〔前提条件〕

- 借入金の元利金について、全額、県が損失補償
- 義務的繰上償還(補償金免除) ⇒ **限定的**
  - ・借入金で造成した立木が主伐された時
  - ・借入金で行われる分収林契約が解約※1された時
  - ・破産、清算した時 等
- 〔※1 植栽林の枯損により、保育、再造林などの森林施業は行わないことの同意(機構↔所有者)を解約とみなし、繰上償還の対象とすることも可能〔除地協定の締結〕〕
- 任意繰上償還(補償金必要) ⇒ **実質的に不可**
  - ・公庫が承認した時

#### 〔処理方針〕

- 一括償還には、県による損失補償の実行が**不可避**(裁判所が関与する場合、調整容易)

#### 〔課題〕

- ① 借入残高×10ヶ月[債務確定期間※2]×年利14.5%の**遅延損害金が発生** ※2 宮城県は債務確定を急ぎ**4カ月**に短縮
- ② 損失補償実行後、**機構への求償権について債権放棄**が必要
- ③ **県実質公債費比率への影響大**(実施年度に償還額分、後年度に県債管理基金取り崩し分が悪化) ※ 25%未満は維持可

#### 〔具体的な対応〕

- ① 植栽林が枯損している契約地(600ha)の除地協定締結を前提に義務的繰上償還(約10億円)を実施  
⇒ **借入残高を可能な限り圧縮(=遅延損害金の抑制、実質公債費比率への影響緩和)**
- ② 特定調停を申立て、県による損失補償実行により一括償還  
⇒ 将来利息(R6~):**約26億円** → 遅延損害金(試算):[10ヶ月]約34億円、[4ヶ月]**約14億円**

## II 分収造林事業のあり方検討(債務整理)

P8

### ② 民間金融機関

(R4年度末残高416億円[うち分収育林45億円])

#### [前提条件]

- 機構の長期収支が+であることを前提とした、県基金の運用と紐付いた調達スキーム  
⇒ 事業が破綻状態であることが判明  
⇒ 安全・確実性を要する県の基金運用としては  
機構の収支悪化を踏まえると不適切となった
- 超低金利下を享受すべく変動金利による借入  
⇒ 世界的な金融引き締めの影響もあり、金利は  
上昇局面(将来利息の上振れ懸念)
- 任意繰上償還 ⇒ 実施可能

#### [処理方針]

- 早期の是正を実施 ⇒ 任意繰上償還を想定

##### 【任意繰上償還に際しての課題】

- ① 県と金融機関との消費寄託契約上、県が差し入れた国債と同種同等同量の国債又は現金で償還(銀行→県)  
⇒ 機構による国債の時価簿価差額の負担が別途必要
- ② 金融機関では、機構からの受取金利(変動)と、県へ支払金利(固定)をなくすため、金利交換契約を別途締結  
⇒ 中途解約に要する解約清算金が必要  
⇒ 機構には償還原資がないので、県が損失を補償

#### [具体的の対応] 基金の運用として不適切となったことに加え、利息節約の観点からも早期に解消

(相殺)

- ① 県が機構に償還財源438億円を支援し機構が償還 (438億円 = 元金416 + 時価簿価差5 + 清算金17)
  - ② 銀行が県(県債管理基金)に国債(421億円相当)を返還 (421億円 = 元金416 + 時価簿価差5)
- ⇒ 将来利息約(R6~※) : 約20億円 > 清算金(R5.11時点試算※) : 約17億円
- ※適用利率0.4%で積算、市場環境により増減

### ③ 県

- ① 県貸付金(R4未残高23億円)
- ② 県への未払い利息(R4未12億円)  
⇒ 特定調停等の場で取扱いを検討

## II 分収造林事業のあり方検討(債務整理)

P9

### 5 債務整理の手法

債務整理にあたっては、**透明性が確保**でき、**特定の債権での申立て可能**な、**特定調停**を選択

区分	概要		メリット	デメリット
法的整理	破産	<ul style="list-style-type: none"><li>裁判所に手続き申立て</li><li>破産管財人が財産分配し、機構は解散</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>今後の財政負担なし</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>債権者への弁済が最優先</li><li>所有者の意向は無視</li><li>森林の適正管理の観点が反映されにくい</li></ul>
	民事再生	<ul style="list-style-type: none"><li>裁判所に手続き申立て</li><li>再生計画案（債権者の議決 + 裁判所の認可）に基づき財産分配</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>第三者の関与による<b>透明性確保が可能</b></li><li>債権額 = 議決権 → 債権額の多い者が有利</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>予納金（数百万程度）必要</li><li>債権額は本県が最小 → 議決権で不利</li><li>法人全体が整理対象</li></ul>
私的整理	特定調停	<ul style="list-style-type: none"><li>裁判所に手続き申立て</li><li>合意された調停案に基づき財産分配</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>第三者の関与による<b>透明性確保が可能</b></li><li>予納金少額が一般的</li><li>特定の債務に限定で申立て可</li></ul>	—
	任意整理	<ul style="list-style-type: none"><li>裁判所の手続き不要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>迅速な対応が可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>第三者（裁判所等）の関与がなければ、<b>公庫は協議に応じない可能性</b></li><li>透明性が希薄</li></ul>

## 分収造林事業のあり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条及び第10条第2号の規定に基づき、県事業の実施機関として公益社団法人ひょうご農林機構が実施する分収造林事業（以下「事業」という。）の長期収支や県財政負担への影響分析を行い、それらを踏まえた今後の実施方針等を議論するに当たり、専門的見地からの提言を得るため、分収造林事業のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の長期収支や県財政負担への影響分析
- (2) 事業の実施方針
- (3) その他事業の実施方針に応じた組織体制のあり方等、ひょうご農林機構関係部門の運営に関する重要事項

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる10人以内の委員で組織する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。  
 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。  
 4 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員会は、半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。  
 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、委員会開催前に委任状を委員長に提出しなければならない。  
 4 委員長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。  
 5 会議の座長は、委員長がこれに当たる。  
 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (部会)

第7条 事業の財務状況全般に関する検証及び今後の事業のあり方を踏まえた債務整理方法について専門的な立場から検討、企画するため、委員会に専門部会（以下「部会」

という。) を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。

(謝金)

第8条 委員(大学教育職以外の県の職員である委員を除く。)が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。
- 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。
- 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、農林水産部林務課及び財務部財政課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年11月16日から施行する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 4 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、農林水産部長が招集する。

別表（第3条関係）

氏名	主な役職
長谷川 尚史	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授
大住 克博	鳥取大学農学部名誉教授
前田 高志	関西学院大学経済学部教授
茂木立 仁	弁護士
中尾 志都	公認会計士
舟岡 望	日本土地山林(株)取締役山林部長
福元 晶三	宍粟市長
庵溢典章	佐用郡佐用町長
上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
高橋 潔弘	公認会計士

## 分収造林事業のあり方検討委員会傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、分収造林事業のあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第10条の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開又は非公開の決定)

第2条 会議の公開又は非公開の決定は、委員長が、委員会に諮って行うものとする。

### (会議の開催の公表)

第3条 会議の開催は、非公開とする場合を除き、会議の6日前までに公表するものとする。

2 公表内容は、会議の名称、日時、場所、議題、その他必要な事項とする。

### (傍聴人)

第4条 傍聴人とは、委員会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

### (傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、委員長が定めるものとする。

### (傍聴の手続)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において、傍聴人受付簿（様式第1号）に必要事項を記入の上、申し出なければならない。

### (傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

### (傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) 張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れること。
- (5) その他会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

### (撮影、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、会議室において写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、撮影又は録音等の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願（様式第2号）を委員長に提出しなければならない。

### (事務局員の指示)

第10条 傍聴人は、事務局員の指示に従わなければならない。

(退場しなければならない場合)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員長が、会議の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人が、この要領の規定に違反し、委員長が退場を命じたとき

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年8月31日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年11月27日から施行する。

(この要領の失効)

- 3 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(会議の公開又は非公開等の決定の特例)

- 4 この要領の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第2条の規定にかかわらず会議を公開し、第5条の規定にかかわらず傍聴人の定員を10名とする。

(専門部会の取扱い)

- 5 分収造林事業のあり方検討委員会設置要綱第7条に規定する専門部会における本要領の取扱いについては、「委員会」を「部会」に、「委員長」を「部会長」にそれぞれ読み替えるものとする。

(様式第1号)

## 傍 聽 人 受 付 簿

令和 年 月 日開催  
分収造林事業のあり方検討委員会

(様式第2号)

写真撮影等許可願	
撮影等年月日	
撮影等の目的	
撮影者等の 氏名・住所	
フラッシュ 使用等の有無	有 • 無
備考	
上記のとおりご許可願います。	
令和 年 月 日	
分収造林事業のあり方検討委員会委員長 様	
申込者 住所	
氏名	